平成２２年（フ）第４１６号
広島県福山市久松台２丁目12番７号、旧住所広島県福山市東深津町７丁目13番11号
債務者　鐘尾　義信
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４１４号
大阪府東大阪市稲葉２丁目６番34号　Ｂ―103
債務者　神田　麻央（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８３号
大阪市西区境川２丁目４番３号　マンション丸本403
債務者　寺田　英和
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４７号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目９番２号　ルシード小阪501号
債務者　鈴木　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保2008番地１―1002号グランドビュー茅ヶ崎
債務者　齋藤奈津子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
青森市小柳５丁目17番８号　ＴＡＰパークサイド102号
債務者　山口　志乃
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
東京都青梅市今井２丁目1111番地の１今井苑
債務者　刑部　　武
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１６号
東京都多摩市諏訪２丁目３番地７―1001
債務者　芳賀沼健一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２０号
東京都清瀬市中清戸２―631サンビレッジ清瀬Ａ202荒井甚方、住民票上の住所埼玉県秩父市山田1294番地１
債務者　北堀日巳佳
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６２号
静岡県浜松市北区初生町1219番地の７　ハイタウン初生405号
債務者　荒澤　　環
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
静岡県浜松市南区頭陀寺町323番地の２　323ＢＬＤ―205号室、前住所静岡県浜松市南区都盛町308番地　パール鈴103号室
債務者　稲垣　ふみ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中区和合町15番地の21　プレジール竹しま203号室
債務者　小澤　路子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
静岡県浜松市南区渡瀬町163番地の３
債務者　中島　信浩
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
静岡県磐田市今之浦２丁目16番地19　フォーブルＭ．Ａ―205
債務者　水野　君枝
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係